第7回　地域間連系線の利用ルール等に関する検討会　資料2

# 間接オークション導入に伴う詳細設計について③

平成29年 3月 2日

地域間連系線の利用ルール等に関する検討会事務局

電力広域的運営推進機関
日本卸電力取引所

# 前回の御議論



1）第6回連系線利用検討会において、下記のような御意見があった。

経過措置の転売を禁止することで効率性を低下させているため、転売を可能とすることについても、改めて検討すべき。

- 経過措置が10年という長期であるにもかかわらず、経過措置を転売不可とすると、非効率性が増す側面もある。
- 具体的には、本来は他の事業者より非効率的であり、市場から退出すべき事業者であるにもかかわらず、経過措置を有しているために、このような事業者が市場にとどまることに伴う非効率性が確実に生じる。

↓

**本日、改めて、経過措置の転売の是非について御議論いただきたい。**

第6地域間連系線の利用ルール等に関する検討会

【松村委員】

○ 早い段階で転売禁止の議論が出てきたとしても、その時には経過措置期間が10年になることを念頭に置いていなかった。経過措置が10年もの長期に渡るにもかかわらず、転売不可とすると、非効率性が増す側面もある。

○ 公平性の観点から見て、転売禁止としたい心情はよく分かる。一方転売を禁止することによって何か経済効率性が上がる可能性が少しでもあるのか。経済効率性が下がる可能性は確実にある。

○ 例えば、東京電力の小売部門が極端に非効率的で、もはやこのまま生き残らない方がいいという状況になり、小売部門から撤退して発電事業者として生きていくことになったとする。撤退したら権利を失うことになる。しかし、撤退しなければ、本来は他の事業者より非効率的にもかかわらず、特権の分だけ利益が生まれることになる。だから撤退しないということがあり得る。これは非効率ではないのか。その反対の方向で、むしろ経済効率性を上げるという側面があるならば、教えてほしい。

【沖委員】

○ （経過措置が）転売できないとすれば10年は長すぎると言わざるを得ない。（経過措置の）流動性を高める方向性が好ましい。

# 1. 効率性の視点

1)前回、御議論いただいたように、例えば、下図のような状況がある場合には、1kWhの電気を販売するための営業費用が相対的に高い小売電気事業者が、経過措置を有していることに起因して、相対的に競争力のある料金メニューを提示することが可能という状況が生じ得る。

2)このため、転売を認めることにより、小売Bのような事業者は、転売を認めない仕組みと比較して、より市場退出しやすい仕組みとなることは、事実であると考えられる。

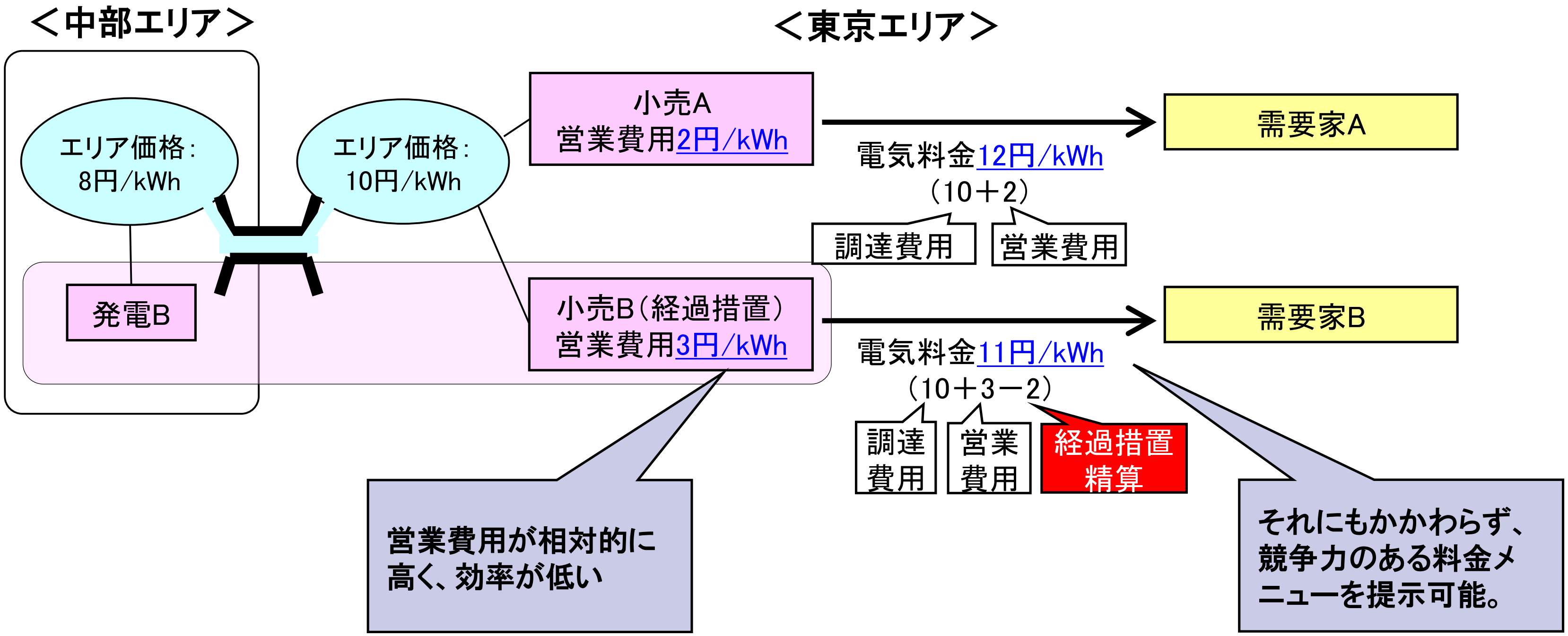

# 2. 等価性・公平性の観点①

1）経過措置の転売を認める場合、経過措置の対象事業者は、何らかの費用負担に応じて経過措置を受けているわけではないにもかかわらず、その転売に伴う利益を得ることになる。

2）また、現行の先着優先ルールに基づく権利又は地位は、譲渡ができないものとされてきていた。

3）このため、経過措置は、「従来と等価な相対契約（差金決済契約）を締結することができるものとする。」と位置付け、議論を重ねてきた。

4）経過措置の転売を認める場合、経過措置対象事業者に対して、従来と等価又はそれ以上の権利又は地位を付与することとなる点について、どのように考えるべきか。

（※）ただし、この議論は、最長10年間という経過措置期間を議論する前の段階での議論であった点には、留意が必要。

**第4回検討会　資料より**

3. 公平性・公正性確保の観点、及び上記2. の観点からは、可能な限り速やかに、間接オークションを導入することが望ましい。

また、経過措置の対象事業者は、何らかの費用負担に応じてその対象となるわけではないため、これらの事業者が転売等により利益を得られる仕組みとすることは、そもそも適当ではないと考えられる。

**第5回検討会　資料より**

（1）経過措置の対象事業者は、経過措置期間中、間接オークションの仕組みの下、従来と等価な相対契約（差金決済契約）を締結することができるものとする。

# ２．等価性・公平性の観点②



1）現行ルールの下、連系線利用者は、「空押さえの禁止」の原則に基づき、実需給断面が近づくにつれて、需要想定をより細かい断面で行い、不要となる部分は開放している。

2）このため、従来と等価な相対契約を実現する観点からは、細分化後の連系線利用計画の部分のみ措置すれば足りることとなる。

3）しかしながら、転売を可能とする場合、細分化前の計画に対する権利又は地位を転売できることとなるため、従来に比して、より大きな金銭的な便益を得られる権利又は地位を付与することとなる点について、どのように考えるか。

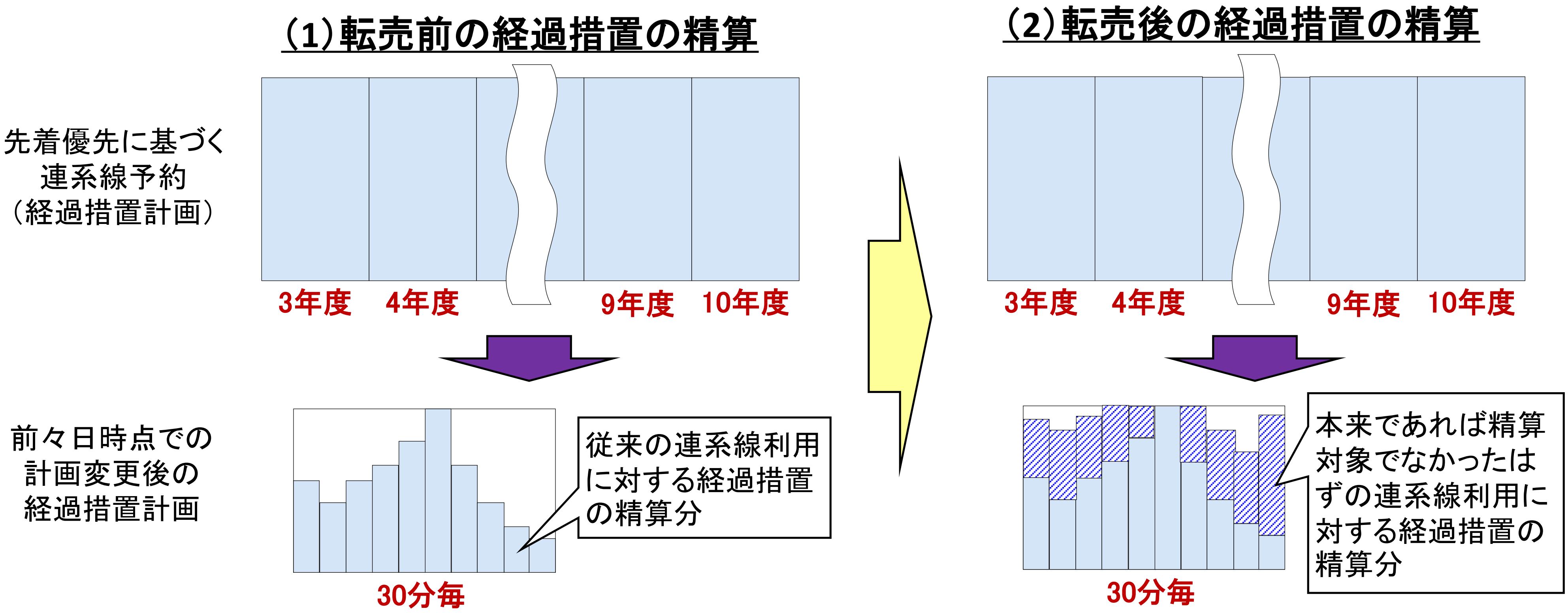

# 3. 流動性の視点

1）流動性の視点からは、「経過措置」を、「間接的送電権等」と同様に流通させられるものとすることが必要。

2）他方、これまでの議論においては、新規の間接的送電権等の商品設計等の準備の参考とする等の観点から、「経過措置」と「間接的送電権等」は、切り離して検討を行うという整理を行ってきた。

3）この際、「経過措置」については、「現行と同様の取引を行えるようにする」との趣旨に鑑み、①計画の蓋然性を厳格に求める（約定結果によっては精算しない）、②混雑処理を行う、③将来的には前倒し廃止があり得るとの厳格な整理を行っているところ。加えて、これは無償で付与される措置である。

4）流動性の観点からは、「間接的送電権等」に「経過措置」と同様の厳格さを求めるか、あるいは「経過措置」の要件を、「間接的送電権等」と同様に流動性が高まるように緩和することを検討することが必要となるが、これらは、「間接的送電権」の導入意義または「経過措置」の目的を阻害するおそれがある。

5）このため、引き続き、両者は性質が異なるものと整理することが適当と考えられるのではないか。すなわち、流動性の観点からは、経過措置が不要となる場合にはこの措置を無効とするとともに、その分、より多くの新規の間接的送電権等の発行ができるようにすることを目指すべきではないか。

第4回検討会　資料より

2. 新規の間接的送電権等の発行に当たっては、オークションを開催することが考えられる。しかしながら、これに応札する事業者の立場からは、参考とすべき情報がなければ、どのように応札したらよいか、見当もつかないという事態が想定される。
このため、以下のように、①間接オークション導入に伴う経過措置と、②新規の間接的送電権等の発行は、切り離して検討を行い、以下のように段階的に導入を行うこととしてはどうか。

（1）広域機関及びJEPXにおけるルール・システムの準備が整い次第、速やかに間接オークション導入（先着優先を廃止）する（必要準備期間は、別途議論。）。

（2）間接オークション導入とともに、経過措置の適用を開始する。JEPXは、各連系線において、経過措置対象事業者に対して、どれだけのペイバックが発生したか等の情報を公開する。

（3）JEPXは、上記（2）の情報も参考にして、商品設計等の準備を行い、準備が整い次第、新規の間接的送電権等のオークションを開催する。

（4）事業者は上記（2）の情報も参考に応札する。

## 4. 検討・導入スケジュールの視点



1）現時点では、間接オークション導入後のエリア間値差の見通しを見込むことが難しいため、間接的送電権等の具体的な商品ニーズの見極めが困難であるという課題がある。

2）このため、これまでの議論では、経過措置と間接的送電権等は、別物ととらえ、具体的には、間接的送電権等の議論をするためには、どの程度の値差が発生し、経過措置としてどの程度のペイバックが発生したかといった情報も踏まえ、具体的な商品設計を検討することとしてきたところ。

3）経過措置の転売を可能とする場合には、第一に、経過措置を付与する対象として小売事業者が適切か否かという点から、再検討が必要と考えらえる。

すなわち、これまで、経過措置は、「将来、発電所への投資を行おうとする者への投資意欲を維持し、今後とも適切に発電所への投資が行われるような環境整備」を目的とすると位置付けていたが、小売事業者に付与した上で、小売事業者が転売可能となれば、小売事業者は転売益を得ることができるが、発電事業者には、その便益が及ばないこととなるため、付与対象について、再度、議論が必要となる。

4）第二に、経過措置の転売を考える場合には、こうした商品の取得者を管理するためのシステムや、その権利又は地位の法的位置付けや、事業者保護の在り方等の課題の検討が必要と考えられる。

5）第三に、仮に、流動性の観点から、経過措置と、間接的送電権等を等価なものとして考える場合には、間接的送電権等の詳細を議論することも必要となる。

6）以上のような課題を踏まえれば、間接オークションの導入スケジュールの見直しも含めた再検討が必要。

第4回検討会　資料より

2. 新規の間接的送電権等の発行に当たっては、オークションを開催することが考えられる。しかしながら、これに応札する事業者の立場からは、参考とすべき情報がなければ、どのように応札したらよいか、見当もつかないという事態が想定される。
このため、以下のように、①間接オークション導入に伴う経過措置と、②新規の間接的送電権等の発行は、切り離して検討を行い、以下のように段階的に導入を行うこととしてはどうか。

以上の視点をまとめると、以下のとおり。

| | メリット | デメリット・課題 |
|---|---|---|
| 【論点】<br>経過措置の転売を認めることとすべきか否か | **1)効率性の視点**<br>⇒転売を認めることにより、非効率な小売事業者が、より市場退出しやすい仕組みとなる。 | **2)等価性・公平性の視点**<br>⇒経過措置の対象事業者は、何らかの費用負担に応じて経過措置を受けているわけではないにもかかわらず、従来以上の権利又は地位を有することとなる(従来と等価な契約が締結できることに加えて、その転売に伴う利益の獲得機会をも得ることが可能。)。<br>⇒また、経過措置を最大限に利用する第三者に転売する場合、経過措置の対象事業者はより多くの利益を得る可能性がある。<br>**3)流動性の視点**<br>⇒経過措置と間接的送電権等は性質が異なるため、間接的送電権等の流動性の観点からは、経過措置の転売を認めないこととする方が、新規の間接的送電権等の発行に寄与すると考えられる。<br>**4)検討・スケジュールの視点**<br>⇒経過措置の対象者等の様々な課題の検討や、実務面の準備のため、間接オークションの導入までの段取り・スケジュールの見直しが必要。 |

**経過措置の転売については、一定の効率性向上に資する可能性があるものの、改めて得失を比較すれば、やはりこれを認めないことと整理することが適当ではないか。**

# 経過措置の詳細設計
# （前回資料までの再整理）

# 経過措置の精算に必要な容量管理の在り方について（前回までの再整理）



| ＜経過措置の概要について＞ | |
|---|---|
| 経過措置対象 | • 平成28年度利用計画として登録された長期連系線利用計画値 |
| 経過措置期間 | • 平成30年度（2018年度）～平成37年度（2025年度）　※平成28年度から10年間<br>• なお、電源投資に大きな影響を与える制度変更等（容量メカニズムの導入等）があった場合には、経過措置の在り方について、その必要性を含めた検討を行う |
| 経過措置付与者 | • 原則として小売電気事業者（長期連系線利用計画を登録していた事業者）<br>• 但し、契約の相手先（送電者）との間で合意が得られる場合は、当該相手先に付与することも可能 |
| 精算方式 | • エリア間値差による追加費用が発生した場合は当該額を補填、逆にエリア間値差により収益が発生した場合は当該額を戻し精算　※いわゆる「オブリゲーション」方式 |
| 転売 | • 転売できない　※今回の論点 |

# 経過措置の精算に必要な容量管理の在り方について（前回までの再整理）



| ＜経過措置の運用について＞ | |
|---|---|
| 経過措置計画の提出 | • 長期連系線利用計画を登録していた事業者は、経過措置対象日の前々日までに、経過措置計画を提出する |
| 経過措置計画の中身 | • 30分単位のkWh、但し長期連系線利用計画値以下であること<br>• 計画値には、現行ルールと同様の「計画の蓋然性」を求める |
| 混雑処理計画登録 | • 広域機関は、経過措置計画に対し、空容量に基づく混雑処理を実施する<br>• 混雑処理方法は現行ルール（先着優先）による<br>• 混雑処理結果を最終的な経過措置計画として登録する |
| 精算金額 | • 経過措置計画エリア間のエリア間値差[円/kWh]×経過措置計画値[kWh] |
| 受電者側に求められること | • 受電者側（経過措置対象者側）の約定量が経過措置計画値未満の場合は、精算を行わない |
| 送電者側に求められること | • 送電者側の入札量*1が、正当な理由なく*2経過措置計画値未満の場合は、経過措置を停止する等の措置を取る（適宜監視を実施）<br>• 送電側の発電計画の内訳は問わない |

*1：送電者側の要件を「約定量」ではなく「入札量」とするのは、市場価格が限界費用未満となる不可抗力があり得るため。
*2：「正当な理由」とは、例えば前々日から前日にかけての発電機トラブル等を想定。